オンライン診療推進事業実施要綱

医政第23333 号令和4年3月31日医政第2157 号令和6年3月25日

オンライン診療推進事業実施要綱

1 目 的

この事業は、在宅医療現場において訪問看護事業所等が行うオンライン診療の受診支援に要する経費を支援することで、在宅医療サービスの提供を受ける患者が、自身の状態に応じた多様な受診機会を確保することを目的とする。

2 事業の内容等

事業実施主体、事業内容等は以下のとおりとする。

	· · ·
事業実施主体	事業内容
訪問診療等サービスを行ってい る事業者	訪問診療等の在宅医療サービスの提供を受けている患者の状態に応じた多様な受診機会を確保するため、利用者のオンライン診療受診に必要な機器を整備する
訪問看護等サービスを行ってい る事業者	訪問診療等の在宅医療サービスの提供を受けている患者の状態に応じた多様な受診機会を確保するため、利用者のオンライン診療受診を訪問看護事業所の職員等が支援する

3 補助事業者等

補助事業者等は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

4 事業実施計画の作成及び認定

(1) 事業実施主体は、事業計画認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に認定の申請を行うものとする。

ア 事業計画書(別紙1)

イ その他参考となる書類

(2) 知事は、事業計画の内容を審査し、適当と認めるときは事業計画の認定を行い、事業計画認定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

5 補助額の算定方法等

補助対象経費、補助基準額及び補助率等については、別に定めるオンライン診療 推進事業費補助金交付要綱に定めるものとする。

6 その他

各事業の具体的な実施方法等の詳細については、必要に応じ実施要領を別に定めるものとする。

(附 則) この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。

(附 則) この要綱は、令和 6年 4月1日から施行する。

年度オンライン診療推進事業計画認定申請書

第号年月日

大分県知事殿

住所 氏名

年度オンライン診療推進事業計画について、下記のとおり作成したので認定 されるよう、オンライン診療推進事業実施要綱4(1)の規定により申請します。

記

添付書類 事業計画書(別紙1) 誓約書 その他参考となる書類

オンライン診療推進事業計画書

1 事業実施主体

開設者(設置者)	施設名	所在地		

2 事業の実施内容

提携医療機関	
事業の実施内容 (在宅医療現場において、どのようにオンライン診療を活用する予定か記載)	(記載する内容の例) 対象患者の状態、通院や訪問診療とオンライン診療の組み合わ せの考え方、オンライン診療の受診支援の実施内容及び頻度
期待される効果	

3 情報通信機器の整備に係る経費内訳

品目·銘柄	型式・規格	員数	単価(円)	金額(円)	備考

4 受診支援に係る経費内訳

受診支援を行う見込回数	備考

年度オンライン診療推進事業計画認定通知書

第号年月日

殿

大分県知事印

年 月 日付け 第 号で認定申請のあった 年度オンライン診療推進事業計画について、事業計画書のとおり認定したので、オンライン診療推進事業実施要綱4(2)の規定により通知します。